

「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」（平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知）一部改正新旧対照表  
 （下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p><u>第3 資料の提出について</u>  <u>申請者は、第1及び第2の2に掲げる資料の提出に際しては、提出する個々の資料の一覧表、概要及び考察並びに確認表を作成して、資料とともに提出するものとする。各資料を提出する上で必要な事項は、消費・安全局農産安全管理課長が別に定める。</u></p> <p><u>第4 資料の提出の除外について</u>                      (略)</p> <p><u>第5 農薬登録申請書等に添付する資料等の代替等について</u>                      (略)</p> <p><u>第6 資料等の追加要求について</u>                      (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>(新規)</p> <p><u>第3 資料の提出の除外について</u>                      (略)</p> <p><u>第4 農薬登録申請書等に添付する資料等の代替等について</u>                      (略)</p> <p><u>第5 資料等の追加要求について</u>                      (略)</p>

附則（平成26年5月15日）

- この通知による改正は、平成26年5月15日以降の農薬の登録申請について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して1年を経過する日までに登録申請された農薬及びこの通知による改正前の通知の規定に基づき登録申請の際に資料を提出して現に登録を受けている農薬と同一の有効成分を含有する農薬の登録申請の資料については、消費・安全局農産安全管理課長が別に定めるところにより、その全部又は一部について、なお従前の例により提出することができる。